

入札公告（説明書）

平成30年12月27日
東日本高速道路株式会社 新潟支社
上越管理事務所長 本宮 剛志

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

| | |
|--|---|
| 1-1. 契約件名（工事名） | 北陸自動車道 德合川橋補修工事 |
| 1-2. 契約責任者 | NEXCO 東日本 新潟支社 上越管理事務所長 本宮 剛志 |
| 1-3. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 新潟支社 上越管理事務所 総務 (住所) 〒943-0173 新潟県上越市大字富岡字引田 1717-1 (電話) 025-522-1141 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事実績評価型 実績Ⅰ型【施工体制確認型併用】） |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 無 |
| 1-9. 単価表の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. 入札保証 | 不要 |
| 1-11. 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 1-13. 契約図書 | |
| (1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。 | |
| なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 | |
| ①入札公告（説明書） | 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ②標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること |
| ③入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札】を使用すること |
| ④共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事共通仕様書（平成30年7月）】を使用すること |
| ⑤特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| ⑥その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| ⑦金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |

- ⑧競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1-1のとおり
 ⑨入札書 電子入札システムの様式のとおり
 ⑩単価表 上記⑦の金抜設計書により作成する
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法(CD-R配布等)により交付するので、上記1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間は、平成30年12月27日(木)～平成31年1月18日(金)までとする。

第2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 北陸自動車道
 自) 富山県下新川郡朝日町月山
 至) 新潟県上越市大字茶屋ヶ原
 上信越自動車道
 自) 新潟県妙高市大字関川
 至) 新潟県上越市中郷区松崎
- (2) 工事内容 本工事は、北陸自動車道 朝日IC～名立谷浜IC間の高力ボルト取替及び落橋防止構造設置、上信越自動車道 妙高高原IC～中郷IC間の跨高速道路橋のはく落防止対策を実施するものである。
- (3) 工事概算数量
 高力ボルト取替工 19,990本
 はく落防止対策工 833m²
 炭素繊維巻立工 240m²
 落橋防止構造設置工 18基
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から420日間

2-2. 三者協議会

本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議(以下「三者協議会」という。)を実施する対象工事である。

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者(以下、「入札者」という。)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記3-3.に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日(下記3-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「橋梁補修工事」に係るNEXCO 東日本の『平成29・30年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始

の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 15 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事全ての施工実績を有すること。
ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事： a) 及び b) の施工実績は同一工事において有する必要はない。

- a) 橋梁（上部工または下部工）のコンクリート片はく落防止対策工事（連続繊維シート接着または樹脂塗装接着）を実施した工事
- b) 維持修繕工事において、橋梁の高力ボルト取替を実施した工事

なお、総合評価における技術評価点（下記 4-2. (1) 及び 4-3. (1) に示す評価項目「同種工事の工事成績」）については同種工事 a) の施工実績を対象とする。

また、本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

さらに、工事成績評定点合計（以下、「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次の①又は②に該当する工事は施工実績として認めない。

- ① NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事
- ② 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成 28 年・29 年度に完成した NEXCO 東日本における「P C 橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」、「道路補修工事」及び、「橋梁補修工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

- ・本工事に係る設計業務等の受注者

- ・保全点検業務等 上越管内土木構造物調査補修設計業務
(受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟)
- ・北陸自動車道 境川橋耐震補強設計
(受注者：大成エンジニアリング株式会社)

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に

において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の受注者

・保全施工管理業務

(受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟)

・北陸自動車道 上越管内改良土木施工管理業務

(受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ)

・北陸自動車道 朝日～柿崎間改良土木施工管理業務

(受注者：株式会社建設技術研究所)

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1) の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- i) 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）
- ii) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- iii) 組合の理事
- iv) i) ~ iii) に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。ただし、「災害時の協力実績」については、申請書提出時に証明する書類を添付すること。

| 申請書（様式） | | 記載事項 |
|--------------------|-------------------|---|
| 競争参加資格確認申請書〔様式1－1〕 | | 必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕①を参照のこと |
| 技術資料の提出について〔様式1－2〕 | | 必要事項を記載のうえ記名すること |
| 技術資料 (様式2) | 企業に 求める 実績等 | 企業の同種工事の施工実績 上記3-1. (5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること |
| | | 同一工事種別における表彰実績 平成20年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰実績を記載すること |
| | | 品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 ISO9001、IS014001、COHSMS、OHSAS18001の取得状況を記載すること |
| | | 災害時の協力実績 平成20年4月1日以降のNEXCO東日本における災害時の協力実績を記載すること |
| 施工計画立案能力〔様式3〕 | | テーマ1：はく落防止対策工の出来形管理に対する技術的所見 (設計図に基づく現地における俯角75°の施工範囲の墨出し) テーマ2：車線規制内の工事を行う上で一般車両及び作業員に対しての安全上配慮すべき事項 |

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

① 提出期間 入札公告の翌日から平成31年1月18日（金）16時まで

② 提出場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり

③ 提出方法 電子入札システム

※ 申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は書留郵便による郵送提出とし、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

④ 提出書類 上記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 平成31年1月24日（木）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事実績評価型 実績I型【施工体制確認型併用】）とは、「上記3-3.競争参加資格確認申請において提出された技術資料」に基づき技術的な評価（技術評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記5-3.落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は30点とする。

なお、NEXCO東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされる工事」の企業の同種工事の工事成績、同一工事種別における表彰実績は評価しない。

1) 技術資料に関する技術評価点

| 評価項目 | | | 配点 |
|----------------|------------------------------|--|---|
| 施工計画立案能力〔様式3〕 | | | 10点 |
| 施工の確実性・円滑性 | 企業 | 同種工事の工事成績〔様式2〕 | 平成20年4月1日以降のNEXCO東日本、中日本、西日本、その他の公的機関における実績 4点 |
| | | 同一工事種別における表彰実績〔様式2〕 | 平成20年4月1日以降のNEXCO東日本における実績 2点 |
| | | 品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況〔様式2〕 | 2点 |
| 地域精通度・当社への貢献度等 | 災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）〔様式2〕 | 平成20年4月1日以降のNEXCO東日本における実績 | 2点 |
| 技術評価点（満点） | | | 20点 |

※平成28年度以前の表彰実績にあっては、「PC橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「道路補修工事」に属する工事を同一工事種別とする。

2) 施工体制に関する施工体制評価点

| 評価項目 | 配点 |
|-------------|-----|
| 品質確保の実効性 | 5点 |
| 施工体制確保の確実性 | 5点 |
| 施工体制評価点（満点） | 10点 |

4-3. 技術評価

(1) 契約責任者は、上記3-4.競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

(2) 契約責任者は、入札者からの技術資料（施工計画立案能力）に基づき、当該入札者の施工計画の適否について確認を行い、競争参加確認結果通知に併せてその確認結果を通知する。

(3) 上記(2)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。

| 評価項目 | | | 評価基準 | | | | | | | | | | | |
|---|----------|--|---|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|
| 施工の確実性 | 施工計画立案能力 | テーマ1：はく落防止対策工の出来形管理に対する技術的所見（設計図に基づく現地における俯角75°の施工範囲の墨出し） | 施工計画立案能力の評価は、テーマ毎に簡易な施工計画の記載を求め、適切で確実な施工を行う能力を評価することで行う。 簡易な施工計画とは、設計図書に示す仕様を満たす施工を行うため、テーマに対する着目点と施工方法を記載するもので、必要以上の資機材の追加や、必要な能力以上の施工機械への変更などの仕様を超える施工計画を求めるものではない。 評価を行う者が、提出された施工計画について下表の評価基準に基づき評価した後、評価を行った者の平均点を付す（小数第4位以下切捨て）。 | | | | | | | | | | | |
| テーマ2：車線規制内の工事を行う上で一般車両及び作業員に対しての安全上配慮すべき事項 | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | 評価基準 | テーマ1 | テーマ2 | | | | | | | | | | | |
| 採用 | 優 | 標準的な施工計画よりも優れた内容の施工計画である | | | | | | 2.50 点 | | | | | | |
| | 良上 | 優と良の中間の施工計画である | | | | | | 1.875 点 | | | | | | |
| | 良 | 標準的な施工計画よりも良い施工計画である | | | | | | 1.25 点 | | | | | | |
| | 良下 | 良と可の中間の施工計画である | | | | | | 0.625 点 | | | | | | |
| | 可 | 標準的な施工計画である | | | | | | 0.00 点 | | | | | | |
| 不採用 | | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に適合しない又は採用できない施工計画である。 ・履行状況の確認ができない施工計画である。 ・添付資料を参照しないと評価できない施工計画である。 | | | | | | 0.00 点 | | | | | | |
| 欠格 | | <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画を未提出又は白紙提出である ・関係法令に抵触する内容が含まれる施工計画である ・加点評価の評価対象とした施工計画のすべてが不採用である | | | | | | 競争参加資格無し | | | | | | |
| ◇留意事項 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>①記載する施工計画の項目数はテーマ毎に2項目を上限として、記載順に2項目で加点評価を行うものとする。ただし、テーマ毎に上限を超える施工計画は加点評価の対象とはしないが、全ての施工計画について採用、不採用又は欠格の判定を行い、採用と認められた施工計画は履行義務を負うものとする。</p> <p>②全ての施工計画について、記載内容の全て又は一部が、関連法令に抵触する内容の場合は欠格とし、当該工事の設計図書に適合しない、若しくは当該工事で採用できない場合は不採用とする。</p> <p>③記載する施工計画は、実施結果を監督員に報告するなど履行確認可能な内容とし、履行状況の確認ができない内容は不採用とする。</p> <p>④加点評価の対象とした施工計画の全てが不採用と判定された場合、欠格とする。</p> <p>⑤各テーマ毎に記載された施工計画が2項目に満たない場合、1項目を対象に評価を行うものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価項目 | | 評価基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|----------------------|---|------|----------------------|------------------------------------|--|---|--|-----|-----|--------------------------|-----|------|-------------|-----|--|
| | | <p>⑥テーマ毎に加点評価の対象とした施工計画は1項目につき、満点を2.5点として評価する。</p> <p>⑦施工計画の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。</p> <p>⑧添付資料を参照しないと評価が不能である施工計画は、不採用とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業 | 同種工事の工事成績 | <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績評価の対象とする同種工事：橋梁（上部工または下部工）のコンクリート片はく落防止対策工事（連続繊維シート接着または樹脂塗装接着）を実施した工事評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同種工事実績の工事成績 評価点= 配点(4点) × $\frac{\text{評定点}-70}{20}$ × 係数a (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>係数a 同種工事の発注機関及び受渡し時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同種工事実績の受渡しが平成25年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事実績の受渡しが平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合</td> </tr> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>③上記①②に該当しない</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | 工事成績評価の対象とする同種工事：橋梁（上部工または下部工）のコンクリート片はく落防止対策工事（連続繊維シート接着または樹脂塗装接着）を実施した工事評価基準 | 評価点 | (同種工事実績の工事成績 評価点= 配点(4点) × $\frac{\text{評定点}-70}{20}$ × 係数a (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) | | 係数a 同種工事の発注機関及び受渡し時期 | | 同種工事実績の受渡しが平成25年4月1日以降である場合 | 同種工事実績の受渡しが平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合 | ① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事 | 1.0 | 0.5 | ② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事 | 0.5 | 0.25 | ③上記①②に該当しない | 0.0 | |
| 工事成績評価の対象とする同種工事：橋梁（上部工または下部工）のコンクリート片はく落防止対策工事（連続繊維シート接着または樹脂塗装接着）を実施した工事評価基準 | 評価点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (同種工事実績の工事成績 評価点= 配点(4点) × $\frac{\text{評定点}-70}{20}$ × 係数a (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 係数a 同種工事の発注機関及び受渡し時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同種工事実績の受渡しが平成25年4月1日以降である場合 | 同種工事実績の受渡しが平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事 | 1.0 | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事 | 0.5 | 0.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③上記①②に該当しない | 0.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>◇留意事項</p> <p>① 工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。</p> <p>② 平成20年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。</p> <p>③ 公的機関とは、工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業 | 同一工事種別における表彰実績 | <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。ただし、平成28年度以前の表彰実績にあっては、「PC橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「道路補修工事」に属する工事を同一工事種別とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準 / 評価点</th> <th>表彰日が平成25年4月1日以降である場合</th> <th>表彰日が平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表彰時期</td> <td>表彰日が平成25年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合</td> </tr> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績</td> <td>2点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> | | | 評価基準 / 評価点 | 表彰日が平成25年4月1日以降である場合 | 表彰日が平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合 | 表彰時期 | 表彰日が平成25年4月1日以降である場合 | 表彰日が平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合 | ① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績 | 2点 | 1点 | | | | | | | | |
| 評価基準 / 評価点 | 表彰日が平成25年4月1日以降である場合 | 表彰日が平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表彰時期 | 表彰日が平成25年4月1日以降である場合 | 表彰日が平成25年3月31日以前かつ平成20年4月1日以降である場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価項目 | | 評価基準 | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|---|---|-----|-------|--------------|--|--------------------------------|---|------------------------------|--|-----------------------------|
| | | <table border="1"> <tr> <td>② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績</td><td>1 点</td><td>0.5 点</td></tr> <tr> <td>③ 上記①②に該当しない</td><td>0 点</td><td></td></tr> </table> | ② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績 | 1 点 | 0.5 点 | ③ 上記①②に該当しない | 0 点 | | | | | |
| ② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績 | 1 点 | 0.5 点 | | | | | | | | | | |
| ③ 上記①②に該当しない | 0 点 | | | | | | | | | | | |
| ◇留意事項 | | | | | | | | | | | | |
| <p>① 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。</p> <p>③ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>④ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト縮減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>⑤ 上記④以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 企業 | 品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHMSもしくはOHSAS18001）の取得状況</td><td>左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している 2点</td></tr> <tr> <td></td><td>左記のマネジメントシステムを1つ取得している 1点</td></tr> <tr> <td></td><td>左記のマネジメントシステムを取得していない 0点</td></tr> </tbody> </table> | | | | | 評価基準 | 評価点 | 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHMSもしくはOHSAS18001）の取得状況 | 左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している 2点 | | 左記のマネジメントシステムを1つ取得している 1点 | | 左記のマネジメントシステムを取得していない 0点 |
| 評価基準 | 評価点 | | | | | | | | | | | |
| 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHMSもしくはOHSAS18001）の取得状況 | 左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している 2点 | | | | | | | | | | | |
| | 左記のマネジメントシステムを1つ取得している 1点 | | | | | | | | | | | |
| | 左記のマネジメントシステムを取得していない 0点 | | | | | | | | | | | |
| ◇留意事項 | | | | | | | | | | | | |
| <p>①当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 施工の円滑性 | 地域精通度・当社への貢献度等 | 災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績） | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>2点</td></tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成25年3月31日以前でかつ平成20年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>1点</td></tr> <tr> <td>③ 災害協力実績がない。又は平成20年3月31日以前の災害協力実績である場合</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table> | | | | | 評価基準 | 評価点 | ① NEXCO 東日本への平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合 | 2点 | ② NEXCO 東日本への平成25年3月31日以前でかつ平成20年4月1日以降の災害協力実績である場合 | 1点 | ③ 災害協力実績がない。又は平成20年3月31日以前の災害協力実績である場合 | 0点 |
| 評価基準 | 評価点 | | | | | | | | | | | |
| ① NEXCO 東日本への平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合 | 2点 | | | | | | | | | | | |
| ② NEXCO 東日本への平成25年3月31日以前でかつ平成20年4月1日以降の災害協力実績である場合 | 1点 | | | | | | | | | | | |
| ③ 災害協力実績がない。又は平成20年3月31日以前の災害協力実績である場合 | 0点 | | | | | | | | | | | |
| ◇留意事項 | | | | | | | | | | | | |
| <p>① 灾害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</p> <p>②NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書」「承諾の文書又は契約書」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。</p> <p>③既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>④NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p> <p>⑤経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場</p> | | | | | | | | | | | | |

| 評価項目 | | 評価基準 |
|------|--|---------|
| | | 合に評価する。 |

4-4. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札した入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認のためのヒアリング（施工体制確認ヒアリング）を実施する。

ただし、入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（以下、「低入札価格調査要領」という。）2-3-1. (1). 1) に規定する数値的判断基準【失格基準】の価格に満たない場合は、上記の施工体制確認ヒアリングは実施せず、当該者の施工体制は4-9(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。

4-5. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が低入札価格調査要領 1-3 に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 5-2. ④の開札の後、平成 31 年 2 月 6 日（水）までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛て電子メール等により要請する。

4-6. 施工体制確認資料の作成

記 4-5. により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領 2-3-2. (1). 1). ①に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき別紙 2「様式」を作成するものとする。

| 様式番号 | 資料名称 |
|---------|---|
| 様式 1 | 施工体制確認資料の提出について (留意事項) ※「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 ※「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 ※「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換 |
| 様式 3-1 | 入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書 |
| 様式 3-2 | 現場管理費の内訳書 |
| 様式 4 | コスト縮減額調書 |
| 様式 5 | 下請予定業者一覧表 |
| 様式 6 | 配置予定技術者名簿 |
| 様式 9-2 | 資材購入予定先一覧 |
| 様式 10-2 | 機械リース元一覧 |
| 様式 11-1 | 労務者の確保計画 |
| 様式 11-2 | 工種別労務者配置計画 |
| 様式 12-1 | 建設副産物の搬出地 |
| 様式 12-2 | 建設副産物の搬出に関する運搬計画書 |
| 様式 13 | 資材等の搬入に関する運搬計画書 |
| 様式 14-1 | 品質確保体制（品質管理のための人員体制） |
| 様式 14-2 | 品質確保体制（品質管理計画書） |
| 様式 14-3 | 品質確保体制（出来形管理計画書） |
| 様式 15-1 | 安全衛生管理体制（安全衛生教育等） |
| 様式 15-2 | 安全衛生管理体制（点検計画） |
| 様式 17 | 施工体制台帳 |

（注意）ここに記す『様式○』とは、本件工事に係る「入札公告（説明書）」の様式でなく、「工事における低入札価格調査について（要領）」（平成 29 年 3 月 28 日）の別紙 1. 『低入札価格調査資料作成要領』に基づき別紙 2「様式」を作成するものとする。

成要領 3. 作成内容の「重点調査」の様式番号に対応していることに留意する。

4-7. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

- | | |
|-----------|---|
| ① 資料の提出期限 | 平成 31 年 2 月 12 日（火）16 時まで |
| ② 資料の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| ③ 資料の提出方法 | 郵送又は持参 郵送の場合は、書留郵便又は信書便（提出期限の日までに必着のこと）により提出すること。 なお、提出部数は 2 部（正 1 部、副 1 部）とする。 |
| ④ その他 | 施工体制確認資料提出期限以後の提出後の修正及び再提出は認めない。また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は 4-9. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。 |

4-8. 施工体制確認ヒアリング

- (1) 契約制限価格の範囲内で入札を行ったすべての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、平成 31 年 2 月 14 日（木）を予定しており、詳細な日時については、申請書（様式 1-1）に記載された入札者の担当者あて別途連絡を行う。
ヒアリングへの出席者には、資料の説明が可能な者を含め最大で 3 名とする。
なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は 4-9. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。

4-9. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認ヒアリングを行った後、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき評価する。
なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------|---|
| 品質確保の実効性 | 以下の順位で評価する。 ①工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合 ②工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合 なお、以下の場合は不適とする。 ・資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など |
| 施工体制確保の確実性 | 以下の順位で評価する。 ①工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合 ②工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、 |

| | |
|-----|---|
| | <p>設計図書に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合</p> <p>なお、以下の場合は不適とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など |
| (2) | <p>施工体制確認の評価の結果、工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められなかった場合は、上記4-3.(1)により得られた施工計画立案能力の評価点を次の方法により算出し、技術評価点とする。</p> <p>技術評価点 = 施工計画立案能力に関する技術評価点 × (施工体制評価点／10点) + 施工計画立案能力以外に関する技術評価点 + 施工体制評価点</p> |

第5 入札・開札・落札予定者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

5-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 入札書の提出期限 | 平成31年2月4日（月）16時まで |
| ② 入札書の提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム |
| ④ 開札執行日時 | 平成31年2月5日（火）13時30分 |
| ⑤ 開札執行場所 | 上記1-3. 契約担当部署 |

5-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

- ①評価値（100点）=価格評価点+技術評価点
- ②価格評価点（配点30点）… 次に示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点（配点30点）} = \text{式A} \times 0.5 + \text{式B} \times 0.5$$

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

(式 A)

$$\text{式 A} = \text{価格評価点の配点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点+定数」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40とする。
3. 式Aは小数点4位以下は切り捨てとする。

(式 B)

$$\text{式 B} = \text{価格評価点の配点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点+定

- 数」とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本工事では 40 とする。
 3. 式 B は小数点 4 位以下は切り捨てとする。
- ③技術評価点（配点 30 点）… 上記 4-3. (1)、4-9. (1) 及び 4-9. (2) に示す評価基準により算定する。
- (3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類（以下、「証明書類」という。）の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。
- | | |
|------------|--|
| ①証明書類の提出期限 | 提出依頼の翌日から 7 日以内（休日を含まない） |
| ②証明書類の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| ③証明書類の提出方法 | 郵送（書留郵便又は信書便。提出期限までに必着のこと） 証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。 |
| ④証明書類の内容 | 技術資料作成説明書のとおり 契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることがある。 なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。 |
- (4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。
- #### 5-4. 低入札価格調査
- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。
- なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。
- また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。
- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第 6 三者協議会

6-1. 三者協議会の実施方法等

上記 2-2 に示す本件工事における三者協議会の実施方法等を以下に示す。

- (1) NEXCO 東日本が、本件工事の三者協議会への参加について設計者の同意が得られた場合は、本件工事の落札者である施工者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に関する協定書」を締結するものとする。
- (2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要な都度開催する。
- なお、開催に関わる事務は NEXCO 東日本が行うものとする。
- 1) 工事着手前に本件工事の設計の理念及び意図を確認する場合
 - 2) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合
 - 3) その他、施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合
- (3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 入札公告の日から平成31年1月25日（金）までの行政機関の休日を除く毎日、10時から16時まで

② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署

③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（受付期間内に必着のこと）により提出すること。

普通郵便・電送によるものは受け付けない。なお、文書には窓口担当部署、氏名、電話番号及びFAX番号を併記するものとする。

- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答予定期 日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書第34条第1項に基づき前金払いの請求をすることができる。

- (2) 部分払 有：請負契約書37条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 支払限度額の比率

請負契約書39条1項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を2桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

| 年度 | 比率 |
|--------|-----|
| 平成30年度 | 0% |
| 平成31年度 | 60% |
| 平成32年度 | 40% |

7-6. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書25条5項（単品スライド）及び同条第6項（インフレスライド）について適用する。

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術評価項目の取扱い

評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事

成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ①施工の確実性、施工計画立案能力
- ②施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
- ③施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
- ④施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況

7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国総建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

7-11. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-12. 間接工事費の変更

本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下、「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以上

技術資料作成説明書（技術資料様式）

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書の提出を行うこと。なお、申請内容を証明するための資料（以下、「証明資料」という。）については、入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に対し提出を求めるものとする。

ただし、技術資料（様式2）の「災害時の協力実績」に関する証明資料については、申請書の提出時に提出するものとする。

| 番号 | 様式内容 |
|-------|-------------|
| 様式1－1 | 競争参加資格確認申請書 |
| 様式1－2 | 技術資料の提出について |
| 様式2 | 技術資料 |
| 様式3 | 施工計画立案能力 |

・提出期限日 平成31年1月18日（金）16時まで

2. 様式のデータファイル提供について

様式2（技術資料）については、xlsx形式（Microsoft社の「Excel2007」以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書等の提出方法

申請書類の提出は、電子入札システムにより行うこととする。

なお、提出にあたっては、各様式を下記に示すファイル形式、ファイル名称により保存したデータを添付すること。

| 番号 | 様式内容 | データ ファイル名 | 作成ファイル名 | 作成サイズ |
|-------|-------------|-------------------|------------------------|-------|
| 様式1－1 | 競争参加資格確認申請書 | PDF形式 | 様式1－1_申請書（会社名） | A4 |
| 様式1－2 | 技術資料の提出について | PDF形式 | 様式1－2_技術資料の提出について（会社名） | A4 |
| 様式2 | 技術資料 | PDF形式及び xlsx形式 | 様式2_技術資料（会社名） | A3 |
| | 証明資料 | PDF形式 | 様式2_技術資料【証明資料】（会社名） | A4 |
| 様式3 | 施工計画立案能力 | PDF形式 | 様式3_施工計画（会社名） | A4 |

様式2（技術資料）については、PDF形式及びxlsx形式の両方を提出すること。なお、PDF形式で提出するデータファイルは以下に示すとおり作成すること。

《PDFファイルの作成》

- ①NEXCO東日本から提供されたxlsx形式ファイルに必要事項を記載する。
- ②上記①で作成したデータを紙印刷する。
- ③紙印刷した様式の右上「会社名」の右端に社印を押印する。
- ④上記③で押印した様式をスキャナ等によりPDF化する。

また、xlsx形式による閲覧、資料作成ができない者については、NEXCO東日本から提供したPDF形式の様式を参考に申請書類等を作成し、PDF形式ファイルのみで提出することができる。

4. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 企業の同種工事の施工実績

| | | |
|---|---|--|
| 平成15年度以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した下記同種工事全ての施工実績を有すること。 | | |
| 同種工事 | a) 橋梁（上部工または下部工）のコンクリート片はく落防止対策工事（連続繊維シート接着または樹脂塗装接着）を実施した工事 b) 維持修繕工事において、橋梁の高力ボルト取替を実施した工事 | |
| 記載上の注意事項 | ①平成15年度以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 a) 及びb) の施工実績は、同一の工事において有する必要はない。 ②記載した工事が次のイ) 又はロ) に該当しないこと。 イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事 ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事 ③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。 | |
| 証明資料 | ①当該工事のコリンズ竣工工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを添付すること。 ②コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。 ③施工実績が平成15年以降に完成及び引渡しが完了した工事である場合は、評定点合計を発注者から通知された写しを添付すること。 なお、平成17年10月1日以降にNEXCO 東日本において完成及び引渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、入札公告1-3. 契約担当部署を通じてNEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限5日前（休日を除く）までに郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参により提出すること。 | |

(2) 表彰実績

| | | |
|----------|---|--------------------------|
| 記載上の注意事項 | ① 平成20年4月1日以降（表彰実績の適用日は表彰状に記載されている日付とする。）で工事種別「橋梁補修工事」（平成28年度以前の表彰実績にあっては、「PC橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「道路補修工事」）に属する工事において、NEXCO 東日本からの社長表彰、優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰の実績がある場合に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。 ②社長表彰又は支社長による功労表彰の場合は、工事種別は問わない。 ③表彰が支社安全協議会であって表彰者が支社長（又は副支社長）の場合は支社長表彰と同等として、表彰が新潟支社管内の事務所安全協議会の場合は事務所長表彰と同等として評価する。 | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|------|--|--------------------------|
| | ④表彰実績を「有」とした場合は、表彰年月日、表彰種別、表彰機関、工事名、工事種別を記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ⑤経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が表彰実績を有する場合は「有」として申請することができる。 | <input type="checkbox"/> |
| 資料證明 | ①表彰実績を「有」とした場合は、その表彰状の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は評価しない。 | <input type="checkbox"/> |

(3) 品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

| | | |
|----------|---|--------------------------|
| 記載上の注意事項 | ①本工事の施工を担当する部署が、取得しているマネジメントシステム（品質管理、環境、労働安全衛生）の対象部署であって、かつ、本工事の施工にあたり、取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が有効である場合は「取得数」を記載し、それ以外は「無」と記載すること | <input type="checkbox"/> |
| | ②マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、そのマネジメントシステム取得数、取得内容を記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者がマネジメントシステムを有する場合は「有」として申請することができる。 | <input type="checkbox"/> |
| 資料證明 | ①マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、その登録証の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は評価しない。 | <input type="checkbox"/> |

(4) 災害時の協力実績

| | | |
|----------|--|--------------------------|
| 記載上の注意事項 | ①平成 20 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に基づく災害復旧方式（工事）又は「東日本高速道路㈱関東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」に基づき契約したものという。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。 | <input type="checkbox"/> |
| | ③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。 | <input type="checkbox"/> |
| | ④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。 | <input type="checkbox"/> |
| 資料證明 | ①災害協力実績を「有」とした場合は、その契約書等（NEXCO 東日本からの応急復旧の依頼に対する「依頼文書」「承諾の文書又は契約書」）の写しを添付すること。なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。 | <input type="checkbox"/> |

(5) 施工計画立案能力（様式3）記載上の留意事項

テーマ1：はく落防止対策工の出来形管理に対する技術的所見（設計図に基づく現地における俯角75°の施工範囲の墨出し）

テーマ2：車線規制内の工事を行う上で一般車両及び作業員に対しての安全上配慮すべき事項

| | | |
|----------|---|--------------------------|
| 記載上の注意事項 | ①テーマごとに施工計画は2項目まで記載し、A4サイズ1頁以内（求めるテーマ数が2テーマであっても）で記載すること。文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。 | <input type="checkbox"/> |
| | ②記載した全ての施工計画について採用、不採用又は欠格の判定を行い、採用と認められた施工計画は履行義務を負うものとする。 | <input type="checkbox"/> |
| | ③記載した全ての施工計画について、関係法令に抵触する内容が含まれる場合、欠格とする。 | <input type="checkbox"/> |
| | ④記載した施工計画は、監督員が履行確認可能な内容とすること。履行確認が出来ない項目は不採用とする。 | <input type="checkbox"/> |
| | ⑤記載した施工計画（施工計画1項目中の全て又は一部）が、本工事の設計図書に適合しない、又は本工事で採用できない内容である場合、不採用とする。 | <input type="checkbox"/> |
| | ⑥テーマ毎に評価対象とした施工計画の全てが、不採用となった場合は、欠格とする。 | <input type="checkbox"/> |
| | ⑦施工計画は、必要以上の資機材の追加や、必要な能力以上の施工機械への変更など、設計図書に示す仕様を超える施工計画を求めるものではない。 | <input type="checkbox"/> |
| | ⑧記載した施工計画の理解を図るため、A4又はA3サイズ1頁に限り添付資料を認める。添付資料（施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等）は施工計画の記載内容を確認することのみに用いる。 | <input type="checkbox"/> |
| 資料添付 | | |

以上

様式一覧表

| 様式番号 | 様式名 |
|----------|-------------|
| 様式 1 - 1 | 競争参加資格確認申請書 |
| 様式 1 - 2 | 技術資料の提出について |
| 様式 2 | 技術資料 |
| 様式 3 | 施工計画立案能力 |

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

上越管理事務所長 本宮 剛志 殿

仕入先コード (注 1)

住所

会社名

代表者

担当者

TEL

FAX

E-mail

印

(注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

平成30年12月27日付けで入札公告のありました北陸自動車道 徳合川橋補修工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある法人ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「受注者等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の入札手続きには参加しません。
(注2)
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 技術資料の提出について

注1) 仕入先コードは、有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載してください。

注2) 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

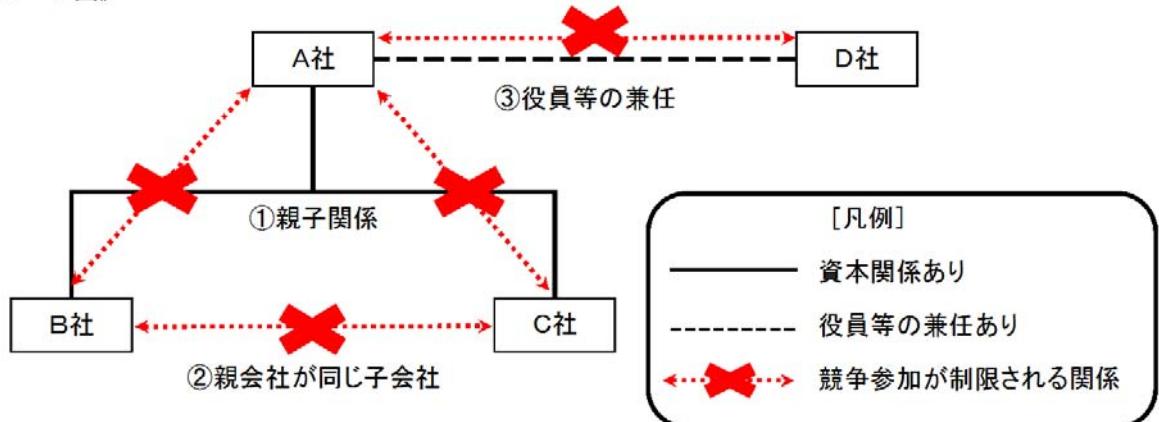
別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

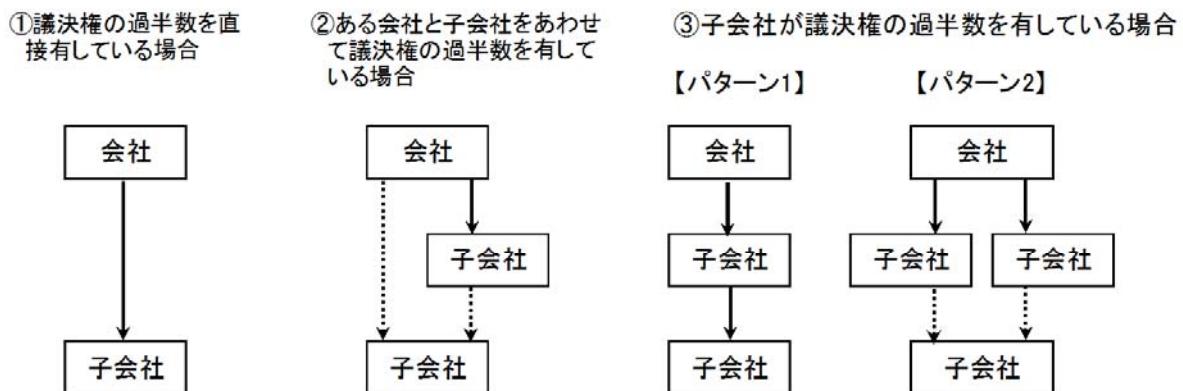


○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

- 議決権の過半数を有している
-→ 合算すると議決権の過半数を有している

(様式 1-2)

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
上越管理事務所長 本宮 剛志 殿

仕入先コード（注1）

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

技術資料の提出について

平成30年12月27日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 徳合川橋補修工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成しましたので提出します。

記

1. 技術資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2
2. 施工計画立案能力・・・・・・・・・・・・ 様式3

以 上

(様式2)

施工計画立案能力

会社名 ○○○○○

工事名) 北陸自動車道 徳合川橋補修工事

| | |
|--------------------|---|
| テーマ 1 | はく落防止対策工の出来形管理に対する技術的所見（設計図に基づく現地における俯角75° の施工範囲の墨出し） |
| 項目 1 : | |
| 施工実績： ○○工事（○○○○発注） | |
| 項目 2 : | |
| 施工実績： ○○工事（○○○○発注） | |
| テーマ 2 | 車線規制内の工事を行う上で一般車両及び作業員に対しての安全上配慮すべき事項 |
| 項目 1 : | |
| 施工実績： ○○工事（○○○○発注） | |
| 項目 2 : | |
| 施工実績： ○○工事（○○○○発注） | |

(様式 3)

①求める施工計画のテーマごとに 2 項目までの施工計画について記載すること。A4 サイズ 1 頁以内で

記載すること。文字の大きさは10 ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。

②記載した施工計画の理解を図るため、A4 又は A3 サイズ1 頁に限り添付資料を認める。

※施工実績は、実績がある場合のみ記載する。